



17 独評第 85 号
平成 17 年 8 月 31 日

独立行政法人農薬検査所
理事長 山口 勇 殿

農林水産省独立行政法人評価委員会
委員長 松本 聰



独立行政法人農薬検査所の平成 16 事業年度における業務実績の
評価結果について

このことについて、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条
第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり業務実績の評価結果を通知する。



独立行政法人農薬検査所 平成16年度業務実績評価シート

[中期目標・中期計画の各項目ごとの評価]

(◎大項目、○中項目、◇小項目、□細項目、■微項目)

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標及び評価方法等	事業年度報告及び特記事項	評価
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>◎業務運営の効率化 指標＝各中項目の評価結果</p> <p>A：「○農薬の検査」がA以上かつ他の中項目がB以上 B：次のいずれかに該当する場合 ①「○農薬の検査」がA以上かつ他の中項目のいずれかがC以下 ②「○農薬の検査」がB ③「○農薬の検査」がC以下かつ他の中項目のいずれかがA以上 ④「○農薬の検査」がSかつ他の中項目のいずれかがA以上 C：「○農薬の検査」がC以下かつ他の中項目がB以下</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。下位の評価項目が設定されている場合は、当該項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</p> <p>また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。下位の評価項目が設定されている場合は、当該項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		A
<p>1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の品質の適正化及び安全性の確保に資するため、その検査の質を確保しつつ、検査業務の効率化を図</p>	<p>1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、従来の検査内容について、次の措置を講じることにより、</p>	<p>1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、1申請当たりの検査期間^(※1)を削減するよう、平成16年</p>	<p>○農薬の検査 指標＝各小項目の評価結果</p> <p>A：「◇検査業務の効率化」がA以上かつ「◇検査業務の効率化のための措置」がB以上 B：次のいずれかに該当する場合 ①「◇検査業務の効率化」がA以上かつ「◇検査業務の効率化のための措置」がC以下 ②「◇検査業務の効率化」がB ③「◇検査業務の効率化」がC以下かつ「◇検査業務の効率化のための措置」がA以上 C：「◇検査業務の効率化」がC以下かつ</p>		A

ることにより、従来の検査内容について1申請当たりの検査期間^(※1)を5%削減する。

(※1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた農薬の平均検査期間^(※1)を基準として1申請当たりの検査期間^(※1)を5%削減する。

(※1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

度においても引き続き次の措置を講じる。

(※1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

「◇検査業務の効率化のための措置」がB以下

(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。下位の評価項目が設定されている場合は、当該項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。

また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。下位の評価項目が設定されている場合は、当該項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

◇検査業務の効率化

指標＝各年度における1申請当たりの平均検査期間の削減（基準：平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた農薬の平均検査期間）

- A：基準と比して削減率n%以上
- B：基準と比して削減率n/2%以上n%未満
- C：基準と比して削減率n/2%未満

平成13年度	n = 1
平成14年度	n = 2
平成15年度	n = 3
平成16年度	n = 4
平成17年度	n = 5

(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。

また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

「検査業務の効率化」は、農薬の1件当たりの検査期間を短縮することにより、農薬の検査全体として効率化を達成しようとするものである。

【事業報告書の記述】

農林水産大臣から継続分を含め2, 316件の検査指示があった。このうち、基準設定必要農薬^(※、注1)の151件について、平成16年度内に処理した7件^(注2)の平均検査期間は10.6ヶ月（平成16年度目標は11.7ヶ月）であり、目標を達成した。

また、基準設定不要農薬でかつ通常検査農薬2, 158件のうち、本年度内に処理した1, 036件の平均検査期間は6.0ヶ月（平成16年度目標5.6ヶ月）で、目標を達成できなかった。これは、農薬取締法施行規則改正に伴う有効成分毎の総使用回数^(注3)の明確化等^(注3)に伴う調整を行ったためである。

なお、緊急登録要望農薬(7件)については本年度で全て検査が終了し、その平均処理期間は16.2月であった。

その他、1, 092件の農薬について再登録に係る検査を行った。

(※) 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当す

A

るかどうかの基準の設定が必要な農薬

	基準必要	基準値不要	
		通常	緊急
検査指示(件)	151	2,158	7
検査終了(件)	7	1,036	7
平均期間(ヶ月)	10.6	6.0	16.2
		(全体6.1ヶ月)	
目標期間(ヶ月)	11.7	5.6	

* 他1,092件の再登録検査

検査指示：当年度+前年度継続の合計数

基準必要：農薬法第3条第1項第4号～第7号の基準設定が必要な農薬

緊急検査：農薬取締法改正によるマイナー作物の緊急登録要望農薬の検査

(注1)

基準設定必要農薬の検査期間を把握する際、従来、対象となる農薬はADIが未評価の農薬が対象であったが、リスク評価体制の見直しに伴い(食品安全委員会による審議)、既にADIが設定された農薬についても残留農薬基準値の設定が必要となった際に、「ADIの再評価」を実施することとなった。このため、平成16年度から、これまで基準設定が不要な農薬として扱っていたもののうち、「ADIの再評価」を要するものについては「基準設定必要農薬」として扱うこととした。

(注2)

農薬の登録は、農薬取締法に基づき、薬害、使用時安全等の検査の外、人や環境に対する安全性をも担保するため、農薬検査所における一通りの検査終了後、農薬検査所が提供した資料を基に、食品安全委員会がADIを決定し、更にそのADIを基に厚生労働省が残留農薬基準を定めないと、最終的にそれら基準に照らした検査・登録が完了しえない。このため、農薬検査所における一通りの検査終了後も、これら基準の審議決定を待たなければならず、検査終了・登録までには長期間を要さざるを得ないしくみとなっている。

(注3)

14年度に改正された農薬取締法において、使用者が遵守すべき農薬の使用基準の設定が盛り込まれ、農林水産省は平成16年6月に農薬取締法施行規則及び農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(農水省・環境省令)を改正し、農薬の表示方法等を改正

した。具体的には、農薬が含有する有効成分の種類毎に総使用回数
の表示が必須となった。

これを受け、農薬検査所においては、農薬の登録申請（再登録を
含む。）時に農薬の使用基準に関する表示方法を見直すこととし、
①有効成分の種類毎の総使用回数の表示方法の明確化の検討、②同
一有効成分を含有する複数の農薬の総使用回数の整合等について、
申請者との調整を行いつつ検討を行う必要が生じた。

このため、基準設定不要でかつ通常検査の農薬の検査期間は、1
6年度においては、通常検査に比べより多くの時間を要したとこ
ろである。

（参考）1. 基準設定必要農薬の検査期間の状況

年 度	当年度 指示件数	継 続 件 数	合計件数 (当年度+継続 分)	終 了 件 数	検査終了したも のの平均期間 (月)
16	61 (19)	90*(1) 41	151 60	7 (7)	10.6
15	56 (9)	45*(2) 42*(2)	101 51	10 (10)	9.7
14	22	70*(1)	92	48	10.4
13	39	59	98	27	8.9
12	26	129	155	96	9.9
11	37	133	170	41	13.6
10	63	116	179	46	13.9

*印は、申請取下げ等件数で前年度継続数に含まない
16年度及び15年度の()内は再評価農薬を除いた件数を示す

（参考）2. 基準設定不要農薬(通常及び緊急)の検査期間の状況
(上段：通常登録検査、下段：緊急登録検査)

年 度	当年度 指示件数	継 続 件 数	合計件数 (当年度+継続 分)	終 了 件 数	検査終了したも のの平均期間 (月)
-----	-------------	------------	-----------------------	------------	--------------------------

16	1,375 — (1,417 —)	783*(3) 緊急7 832*(4) 緊急7	2,158 緊急7 2,249 緊急7	1,036 緊急7 1,036 緊急7	(全体) 6.1 (通常) 6.0 (緊急) 16.2
15	1,171 緊急125 (1,218 緊急125)	711 緊急22 714 緊急22	1,882 緊急147 1,932 緊急147	1,096 緊急140 1,096 緊急140	(全体) 6.3 (通常) 7.0 (緊急) 1.3
14	1,134 緊急684	989	2,123 緊急684	1,409 緊急662	(全体) 4.4 (通常) 6.0 (緊急) 1.0
13	1,309	573	1,882	893	5.5
12	1,157	859	2,016	1,443	5.4
11	1,598	633	2,231	1,372	5.3

*印は、申請取下げ等件数で前年度継続数に含まない
16年度及び15年度の()内は再評価農薬を除いた件数を示す

◇検査業務の効率化のための措置
指標＝細項目の評価点数の合計

(各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。)
A：2点、B：1点、C：0点

A：満点×9／10 ≤ 合計点
B：満点×5／10 ≤ 合計点 < 満点×9／10
C：合計点 < 満点×5／10

※「満点」とは「下位項目の数*註×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。

(※) ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。

		<p>また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>*注：当該項目において、当該業務が発生しない場合、評価対象から除外する。</p>	<p>細項目の総数 : 3 評価Aの細項目数 : 3 × 2点 = 6点 評価Bの細項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 6点 (2点満点 × 9 / 10 ≤ 合計2点)</p>		
<p>(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第2条第3項及び第6条の2第2項(これらの規定を法第15条の2第6項において準用する場合を含む。以下同じ。)に基づく農薬の登録に係る検査のために製造者及び輸入者(以下「申請者」という。)から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の効率化を図る。</p>	<p>(1) 国からの通知を受け必要に応じて「申請に必要な各試験項目の内容に関するチェックリスト」の見直しを行う。</p>	<p>□申請に必要な各試験項目の内容についてのチェックリストの整備 A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりには実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 申請に必要な各試験項目の内容についてのチェックリストを作成した。 今年度は、平成17年4月1日から施行される水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準の改定に伴い、一部見直しを行った。なお、農林水産省から発出される予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて施行の予定。</p>	A	
	<p>(2) 申請の手引書については、必要に応じて改訂版を作成する。</p>				
	<p>(3) 申請者の要望に応じて、登録申請前の事前相談に応じる。</p>				
<p>(2) 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>(4) 必要に応じて試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため検査マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>□検査マニュアルの見直し A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりには実施できなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 検査マニュアル(検査手順細則)の見直し改訂版(案)を取りまとめた。 今年度は、平成17年4月1日から施行される水産動植物影響に対する毒性に係る登録保留基準の改定に伴い、一部見直しを</p>	A	

				行った。なお、農林水産省から発出される予定の農業登録申請書記載要領に合わせて施行の予定。	
	(3) 検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。	(5) 登録検査に係る農業について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。	□検査進行管理表に基づく各検査の進行状況の点検及び遅延要因の分析 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった	【事業報告書の記述】 「検査進行管理表」：毎月2回作成 進行管理会議：3か月毎（5、8、11、2月） に実施 検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延の要因を把握し、迅速化に努めた。	A
	(4) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。	(6) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。			
2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認業務 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P 制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P 適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P 適合確認業務を行っていくため、実地訓練等による職員の資質の向上を通じて、業務の効率化を図るこ	2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P 制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P 適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P 適合確認業務を行っていくため、次の措置を講じることにより、平成7年度から11年度までの間にG L P 適合確認申請された	2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P 制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P 適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P 適合確認業務を行っていくため、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間 ^(※2) を削減するよう、平成16年度	○農薬G L P 適合確認 指標＝小項目の評価点数の合計 (各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A又はS：2点、B：1点、C又はD：0点 A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10 ※「満点」とは「下位項目の数 ^{*※} ×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。 (※)ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評		A

とにより、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(※2)を5%削減する。

(※2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。

ものの平均処理期間を基準として申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(※2)を5%削減する。

(※2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。

においても引き続き次の措置を講じる。

(※2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。

価とすることができる。

*注：国等の要請に応じて行うもの及び国からの指示に基づいて行う業務については、要請等がなかった場合、評価対象から除外する。

小項目の総数：2
 評価Aの小項目数：2×2点=4点
 評価Bの小項目数：0×1点=0点
 評価Cの小項目数：0×0点=0点
 合計 4点
 (4点満点×9/10≦合計4点)

◇GLP適合確認業務の効率化

指標＝各年度における1申請当たりの平均処理期間の削減(基準：平成7年度から平成11年度までの間にGLP適合確認申請がなされたものの1件当たりの平均処理期間)

A：基準と比して削減率n%以上
 B：基準と比して削減率n/2%以上n%未満
 C：基準と比して削減率n/2%未満

平成13年度	n=1
平成14年度	n=2
平成15年度	n=3
平成16年度	n=4
平成17年度	n=5

(※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。
 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

【事業報告書の記述】

GLP適合確認申請：16試験施設
 国(農林水産省)からの要請：16試験施設
 国(農林水産省)への報告：18試験施設
 平均処理期間：49.9日
 (今年度目標：60.5日)
 (処理期間＝局長の査察要請～局長への報告の期間)

(参考)

	試験実施	査察分野内訳			
		毒性	物化性	水生	運命
申請	16	5	9	7	2
査察実施	16	5	9	7	2

*1試験施設で複数分野の査察を受ける施設もあるため、分野合計数は試験施設数とは異なる。

A

◇GLP適合確認業務の効率化のための措置

指標＝細項目の評価点数の合計

(各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。)
 A：2点、B：1点、C：0点

A：満点×9/10≦合計点
 B：満点×5/10≦合計点<満点×9/10
 C：合計点<満点×5/10

※「満点」とは「下位項目の数^{*注}×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。

(※)ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS

A

		<p>評価とすることができる。 <u>また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p> <p><u>*注：当該項目において、当該業務が発生しない場合、評価対象から除外する。</u></p>	<p>細項目の総数：1 評価Aの細項目数：1×2点=2点 評価Bの細項目数：0×1点=0点 評価Cの細項目数：0×0点=0点 合計 2点 (2点満点×9/10≦合計2点)</p>	
<p>(1) GLP適合確認の申請に関する手引書を作成し、申請資料の不備を減少させることにより、審査の円滑化を図る。</p>	<p>(1) 平成14年12月27日付けで各省が所轄するGLPについて、その適合確認申請の様式が統一化されたことを踏まえ、必要に応じて申請に係る手引書の作成を進める。</p>	<p><input type="checkbox"/> GLP適合確認申請に関する手引書の作成 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>今年度は見直しの必要がなかったため、本項目の評価は行わない。</p>	—
<p>(2) 新たにGLP適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、GLP査察のためのマニュアルを作成する。</p>	<p>(2) 必要に応じて、GLP査察マニュアルの見直しを行う。</p>	<p><input type="checkbox"/> 必要に応じたGLP査察マニュアルの見直し A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験に関するGLP査察マニュアルを、平成14年度に作成し活用している。平成16年度は、毒性試験を含む全てのマニュアルについて、チェックリストの見直しを検討するため、査察員へのアンケートを実施した。その結果を踏まえ平成17年3月29日に査察員会議を開催し、来年度見直しの作業計画を作成した。</p>	A
<p>(3) GLP審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識及び経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(3) GLP審査・査察に携わる職員(以下、「査察員」という。)の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するGLPに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、</p>			

		査察員の資質向上を図る。			
<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、平成16年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>○業務運営の効率化による経費の抑制 指標＝各年度の運営費交付金で行う事業に係る経費（人件費を除く）の抑制 A：対前年度比の抑制率が1%以上 B：対前年度比の抑制率が0.7%以上1%未満 C：対前年度比の抑制率が0.7%未満</p> <p><u>(※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u> <u>また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p>	<p>【事業報告書の記述】 業務運営の効率化による経費の対前年度比1.5%の抑制については、単価契約の実施等により節減目標を達成した。</p> <p>※16年度決算額 (15年度決算額) ①運営費交付金支出決算額 865 (766)百万円 ②うち人件費及び新規事業費等 645 (543)百万円 ③うちその他事業費 (③=①-②) 219 (223)百万円 ④対前年度決算比 219百万円/223百万円 ≒98.49% (円単位で計算)</p>	A
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p>	<p>◎サービスその他の業務の質の向上 指標＝中項目の評価点数の合計</p> <p>(各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A又はS：2点、B：1点、C又はD：0点</p> <p>A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数*2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p><u>(※)ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u> <u>また、C評価とした場合には、下位の評価項目の</u></p>	<p>中項目の総数：3 評価Aの細項目数：3×2点=6点 評価Bの細項目数：0×1点=0点</p>	A

			達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。	評価Cの細項目数：0×0点=0点 合計 6点 (6点満点×9/10≦合計6点)	
1 農薬の検査 (1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の製造者及び輸入者（以下「申請者」という。）の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう、次の期間 ^(※1) 内に検査を完了させる。	1 農薬の検査 中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされている。 (1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう、次の期間 ^(※1) 内に検査を完了させる。	1 農薬の検査 中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされている。 (1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう、次の検査期間 ^(※1) 内に検査を完了させる。	<p>○農薬の検査 指標＝各小項目の評価結果</p> <p>A：次のいずれかに該当する場合 ①「◇農薬の検査の迅速化」及び「◇生物農薬の検査の迅速化」がA以上 ②「◇農薬の検査の迅速化」又は「◇生物農薬の検査の迅速化」のいずれか一方がA以上で他方がBであって、「◇生物農薬の検査の迅速化のための措置」又は「◇特定農薬の指定のための調査」のいずれか一方がA以上で他方がB</p> <p>B：A及びCのいずれにも該当しない場合</p> <p>C：以下のいずれかに該当する場合 ①「◇農薬の検査の迅速化」及び「◇生物農薬の検査の迅速化」がC以下 ②「◇農薬の検査の迅速化」又は「◇生物農薬の検査の迅速化」のいずれか一方がBで他方がCであって、「◇生物農薬の検査の迅速化のための措置」又は及び「◇特定農薬の指定のための調査」がC以下 ③「◇農薬の検査の迅速化」又は「◇生物農薬の検査の迅速化」のいずれか一方がAで他方がDであって、「◇生物農薬の検査の迅速化のための措置」及び「◇特定農薬の指定のための調査」がC以下</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		A
			<p>◇農薬の検査の迅速化 指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>(各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A：2点、B：1点、C：0点</p> <p>A：満点×9/10 ≦ 合計点</p>		

			<p>B : 満点×5 / 10 ≤ 合計点 < 満点×9 / 10 C : 合計点 < 満点×5 / 10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 細項目の総数 : 2 評価Aの細項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの細項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 4点 (4点満点 × 9 / 10 ≤ 合計4点) </div>																																				
<p>ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内</p>	<p>ア 法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内</p>	<p>ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内</p>	<p>□左記基準設定が必要な農薬 指標＝1年5か月以内で完了した検査の割合 A : 90%以上 B : 50%以上90%未満 C : 50%未満</p>	<p>【事業報告書の記述】 検査終了（件） 7（検査指示* 151） 目標達成（件） 7（達成率100%） *検査指示：当年度＋前年度継続の合計数</p> <p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(参考) 1. 基準設定必要農薬における検査期間の目標達成状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>指示 件数</th> <th>終了件数</th> <th>目標達成件数 (対検査終了検査比)</th> <th>目標 期間</th> <th>検査終了した ものの最長期間 (月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>151 (60)</td> <td>7 7</td> <td>7(100%) 7(100%)</td> <td rowspan="6">17月</td> <td>12.3</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>101 (51)</td> <td>10 10</td> <td>10(100%) 10(100%)</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>91 (1)</td> <td>48</td> <td>48(100%)</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>98</td> <td>27</td> <td>27(100%)</td> <td>11.4</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>155</td> <td>96</td> <td rowspan="2">H10～12年の間は国の機関であったため対象外</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>170</td> <td>41</td> <td>16.6</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	指示 件数	終了件数	目標達成件数 (対検査終了検査比)	目標 期間	検査終了した ものの最長期間 (月)	16	151 (60)	7 7	7(100%) 7(100%)	17月	12.3	15	101 (51)	10 10	10(100%) 10(100%)	13.8	14	91 (1)	48	48(100%)	11.8	13	98	27	27(100%)	11.4	12	155	96	H10～12年の間は国の機関であったため対象外	12.8	11	170	41	16.6
年度	指示 件数	終了件数	目標達成件数 (対検査終了検査比)	目標 期間	検査終了した ものの最長期間 (月)																																			
16	151 (60)	7 7	7(100%) 7(100%)	17月	12.3																																			
15	101 (51)	10 10	10(100%) 10(100%)		13.8																																			
14	91 (1)	48	48(100%)		11.8																																			
13	98	27	27(100%)		11.4																																			
12	155	96	H10～12年の間は国の機関であったため対象外		12.8																																			
11	170	41			16.6																																			

10	179	46	18.0
----	-----	----	------

注：16年度及び15年度の（ ）内は再評価農薬を除いた件数を示す

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

□基準設定が必要な農薬以外の農薬
 指標＝11ヶ月以内で完了した検査の割合
 A：90%以上
 B：50%以上90%未満
 C：50%未満

【事業報告書の記述】
 ・通常検査について
 検査終了（件） 1,036
 （検査指示 2,158）
 目標達成（件） 989
 （達成率96%）
 ・緊急検査*について
 検査終了（件） 7
 （検査指示 7）
 目標達成（件） 0
 （達成率 0%）

A

*緊急検査：農薬取締法改正による緊急登録要望農薬の検査

【特記事項】
 目標を達成できなかった47件（4%）については、農薬取締法施行規則改正に伴う有効成分毎の総使用回数の明確化に伴う調整を行ったものである。（P3：注3参照）

（参考）2. 基準設定不要農薬の検査期間における目標達成状況

（上段：通常登録検査、下段：緊急登録検査）

年度	指示 件数	終了 件数	目標達成件数 (対検査終了検査比)	目標 期間	検査終了した ものの最長期間 (月)
16	2,158	1,036	989(96%)	11月	20.3
	緊急7	緊急7	0(0%)		21.6
15	1,882	1,096	1,049(96%)		22.4
	緊急147	緊急140	緊急140(100%)		8.0
14	2,807	1,409	1,395(99%)		23.7

	緊急684	緊急662	緊急662(100%)	3.7
13	1,882	893	865(97%)	31.5
12	2,016	1,443	H10～12年の間は国の機関であったため対象外	15.3
11	2,231	1,372		16.5

<p>(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査についても、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る</p>	<p>(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。</p>	<p>(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実を図ること等により一層の迅速化を図る。</p>	<p>◇生物農薬の検査の迅速化 指標＝各年度における1申請当たりの平均検査期間の削減（基準：平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた生物農薬の平均検査期間） A：基準と比して削減率n%以上 B：基準と比して削減率n/2%以上n%未満 C：基準と比して削減率n/2%未満</p> <p style="text-align: center;"> $\left(\begin{array}{ll} \text{平成13年度} & n=2 \\ \text{平成14年度} & n=4 \\ \text{平成15年度} & n=6 \\ \text{平成16年度} & n=8 \\ \text{平成17年度} & n=10 \end{array} \right)$ </p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>【事業報告書の記述】 検査指示：41件 (検査指示：当年度+前年度継続の農林水産大臣からの検査指示の合計) 検査終了：24件 平均検査期間：5.4ヶ月 (削減率：32%達成) (16年度目標：7.9ヶ月)</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>上記に対処するため、次の措置を講じるとともに、各年度ごとの達成状況を把握し、次年度の業務に反映させる。</p>	<p>このため、これを達成するために平成16年度においても引き続き次の措置を講じる。</p>	<p>◇農薬及び生物農薬の検査の迅速化のための措置 指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p style="text-align: center;"> $\left(\begin{array}{l} \text{各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。} \\ \text{A：2点、B：1点、C：0点} \end{array} \right)$ </p> <p>A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数*2」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p>		

		<p>(※)ただし、A評価とした場合には、<u>下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u></p> <p>また、C評価とした場合には、<u>下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p> <p><u>*注：当該項目において、当該業務が発生しない場合、評価対象から除外する。</u></p>		A								
			<p>細項目の総数 : 3 評価Aの細項目数 : 3 × 2点 = 6点 評価Bの細項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 6点 (6点満点 × 9 / 10 ≤ 合計6点)</p>									
<p>① 法第2条第3項及び第6条の2第2項に基づく農薬の登録に係る検査のために申請者から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の迅速化を図る。</p>	<p>① 必要に応じて「申請に必要な各試験項目の内容に関するチェックリスト」の見直しを行う。</p>											
	<p>② 申請の手引書については、必要に応じて改訂版を作成する。</p>	<p>□申請に必要な各試験項目の内容についての申請の手引書の整備 A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりには実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>平成15年度原案を作成しており、平成16年度については国からの要請がなかったため、本項目の評価は行わない。</p>	—								
	<p>③ 申請者の要望に応じて、登録申請前の事前相談に応じる。</p>	<p>□申請者からの事前相談への対応の充実 A : 行った C : 行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 新規に申請される農薬の有効成分について申請者の要望に応じて事前相談を19回(計19剤)実施した。</p> <p>その他、処方変更、試験成績の受け入れ及び容器・包装の変更等について以下のとおり事前相談を行った。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受付件数</th> <th>終了件数</th> <th>未了件数</th> <th>平均処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>622</td> <td>469</td> <td>153</td> <td>75日</td> </tr> </tbody> </table>	受付件数	終了件数	未了件数	平均処理期間	622	469	153	75日
受付件数	終了件数	未了件数	平均処理期間									
622	469	153	75日									

<p>② 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>④ 必要に応じて試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため検査マニュアルの見直しを行う。</p>			
<p>③ 検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。</p>	<p>⑤ 登録検査に係る農業について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。</p>			
<p>④ 農業の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>⑥ 農業の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>□検査所内外における研修への参加等による職員の資質の向上 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 検査所外の研修：5名参加 (技術協力専門家養成研修、専門技術(毒性)研修等) 検査所内の研修：のべ26名参加 (残留分析実習等6コース)</p>	<p>A</p>
<p>⑤ 生物農業の申請については、検査体制を充実することにより、特に、当該農業の検査の迅速化を図る。</p>		<p>□生物農業の検査体制の充実 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 微生物農業検討委員会：3回開催</p>	<p>A</p>
	<p>(3) 国からの要請に応じて、特定農業の指定又は変更に必要な農業の検査を行うため、当該農業の薬効薬害等について調査、分析又は試験を行う。</p>	<p>◇特定農業の指定のための調査 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 国からの要請に応じ、申請者が国に提出した資料(5件)について、国から発出された、特定防除資材(特定農業)指定のための評価指針に基づき審査を行い、国に報告した。</p>	<p>A</p>

			(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。	
2 1の業務に附帯する業務	2 1の業務に附帯する業務	2 1の業務に附帯する業務	<p>○1の業務に附帯する業務 指標＝小項目の評価点数の合計</p> <p>(各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A又はS：2点、B：1点、C又はD：0点</p> <p>A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数*※×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>*注：国等の要請に応じて行うもの及び国からの指示に基づいて行う業務については、要請等がなかった場合、評価対象から除外する。</p>	A
				<p>中項目の総数 : 9 評価Aの中項目数 : 9 × 2点 = 18点 評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 18点 (18点満点 × 9/10 ≤ 合計18点)</p>
(1) 農薬GLP適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬GLP制度の適用対象試験の範囲が拡大し、GLP適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中、GLPの審査・査察に係る体制整備を行うこ	(1) 農薬GLP適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬GLP制度の適用対象試験の範囲が拡大し、GLP適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にGLP適合確認	(1) 農薬GLP適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬GLP制度の適用対象試験の範囲が拡大し、GLP適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にGLP適合確認	<p>◇農薬GLP適合確認の迅速化 指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>(各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A：2点、B：1点、C：0点</p> <p>A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p>	

<p>とにより業務の迅速化を図り、査察実施後6週間以内に国に報告を行う。</p>	<p>の結果を国に報告できるよう、次の措置を講じる。</p>	<p>の結果を国に報告できるよう、平成16年度には次の措置を講じる。</p>	<p>(※)ただし、A評価とした場合には、<u>下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u> <u>また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p>	<p>細項目の総数 : 2 評価Aの細項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの細項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 4点 (4点満点 × 9 / 10 ≤ 合計4点)</p>	A
			<p>□GLP業務の迅速化 指標 = GLP査察実施後6週間以内に国に報告を行った件数の割合 A : 90%以上 B : 50%以上90%未満 C : 50%未満</p> <p>以下の細項目を踏まえるとともに特筆すべき事項を併せて評価する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 最長期間 : 5. 6週 (査察16試験施設) (100%目標達成) 目標期間 : 6週間 (= 42日)</p>	A
			<p>□GLP業務の迅速化のための措置 指標 = 微項目の評価点数の合計</p> <p>(各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A : 2点、B : 1点、C : 0点</p> <p>A : 満点 × 9 / 10 ≤ 合計点 B : 満点 × 5 / 10 ≤ 合計点 < 満点 × 9 / 10 C : 合計点 < 満点 × 5 / 10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数 × 2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p>	<p>微項目の総数 : 2 評価Aの微項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの微項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの微項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 4点 (4点満点 × 9 / 10 ≤ 合計4点)</p>	A
<p>ア 新たにGLP適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、GLP査察のためのマニュアルを作成する。</p>	<p>ア 必要に応じて、GLP査察マニュアルの見直しを行う。</p>				/

	<p>イ GLP審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識、経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>イ 査察員の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するGLPに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。</p>	<p>■定期研修や実地査察への参加等による職員資質の向上 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった</p> <p>〔各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。〕</p>	<p>【事業報告書の記述】 ・実地研修の実施：13回、計15名（全査察16回中） *査察回数：3回以下の者に対し実地研修を行った</p> <p>・外部機関主催のGLPに関する研究会：4名参加 ・検査所内のGLP基礎研修：7名参加</p> <p>以上により、査察員の資質の向上を図った。</p>	A
	<p>ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。</p>	<p>ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。</p>	<p>■GLP査察実施後の迅速な評価の実施 指標＝GLP査察実施後3週間以内に評価会議を開催した件数の割合 A：90%以上 B：50%以上90%未満 C：50%未満</p>	<p>【事業報告書の記述】 取りまとめ最長期間：2.7週（査察16試験施設）（100%目標達成） 目標取りまとめ期間：3週間（＝21日）</p>	A
<p>(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。</p>	<p>(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。</p>	<p>(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、平成16年度においては次の調査及び研究を行う。</p>	<p>◇調査研究 指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>〔各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A：2点、B：1点、C：0点</p> <p>A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>細項目の総数：2 評価Aの細項目数：2×2点＝4点 評価Bの細項目数：0×1点＝0点 評価Cの細項目数：0×0点＝0点 合計 4点 (4点満点×9/10 ≤ 合計4点)</p>	A

<p>ア 農業に係るOECDテストガイドライン等の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行う。</p>	<p>ア 農業の土壌中での移行性を評価するためOECDで検討されているテストガイドライン(案)の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行う。</p>	<p>ア 農業の土壌中での移行性を評価するためOECDで検討されている地下移行性に関するテストガイドライン(案)に係る情報の収集、カラムリーチング試験の実施及び検討</p>	<p>□農業に係るOECDテストガイドラインの検証及び我が国への導入の可能性の検討等 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおり実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 ア 農業の土壌中での移行性評価試験の検討</p> <p>農業製剤を供試した試験を実施したところ、製剤で添加した場合は、標準品で添加した場合と比べて移動度は同じか大きくなった。また、剤型間の違いは認められなかった。</p> <p>カラムへの供給水の流速を変えた試験を実施したところ(標準品を供試)、流速を2倍とすることにより、土壌の種類によっては、RMF(相対的移動指数)が小さくなることがあった。</p> <p>ライシメーターに農業製剤を散布した後の浸透水を採取し、農業の水中濃度を測定した。砂丘未熟土区画での流出率は最大6%であった。</p>	<p>A</p>
<p>イ 農業中の有害副成分の分析技術の研究に取り組む。 なお、調査研究に係る目標の作成に当たっては、次のように定義した用語を使用し、段階的な達成目標を示している。また、調査研究の対象等を明示することにより、必ず達成すべき目標を具体的に示している。 「取り組む」：新たな研究課題に着手して、試験研究を推進すること。</p>	<p>イ 農業中の有害副成分の分析技術の研究に取り組む。農業の見本の検査に反映させる。具体的には、有効成分に含まれるダイオキシン等について、その分析法を確立する。</p>	<p>イ 農業中に含まれるおそれのあるダイオキシン類について二重収束型GC-MSによる分析の試行及び検討</p>	<p>□農業中の有害副成分の分析技術の研究 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおり実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>イ 農業中ダイオキシン類の分析技術の研究</p> <p>1. 二重収束型GC-MSを用いた検討 二重収束型GC-MSを用いた高分解能SIM(選択イオン検出法)モードでのダイオキシン類の測定条件を検討した。その結果、分離カラムとして「DB-5MS」を用いた場合のダイオキシン類の測定条件(各分析対象物質及び内標準物質の分離が可能な測定条件)を得ることができた。</p> <p>2. 前処理法の検討 23種類の農業原体について、カラムクロマトグラフィーを中心に前処理法を検討した。その結果、20原体について有効な前処理法を明らかにした。前処理法は計6方法あり、その有効性は原体の性質によって大きく異なることがわかった。</p>	<p>A</p>
<p>(3) 農業に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高ま</p>	<p>(3) 農業に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高ま</p>	<p>(3) 農業に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高ま</p>	<p>◇農業に関する情報の提供等 指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>(各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A：2点、B：1点、C：0点</p>		

<p>りに対応し、農薬の安全性に関する情報を積極的に提供するとともに、消費者、生産者等からの問い合わせに対応する。</p>	<p>りに対応し、以下の具体的な措置を講ずる。</p>	<p>りに対応し、農薬に対する国民の理解を深めるため、平成16年度は以下のような措置を講じ農薬に関する情報を積極的に提供する。</p>	<p>A : 満点 × 9 / 10 ≦ 合計点 B : 満点 × 5 / 10 ≦ 合計点 < 満点 × 9 / 10 C : 合計点 < 満点 × 5 / 10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数 × 2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、<u>下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u> また、C評価とした場合には、<u>下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p>	<p>細項目の総数 : 2 評価Aの細項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの細項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 4点 (4点満点 × 9 / 10 ≦ 合計4点)</p>	<p>A</p>
	<p>ア ホームページに、農薬の登録及び失効に関する情報のほか、使用方法、安全性等に関する情報を追加し、掲載内容の充実を図ることにより、農薬に関する情報を積極的に提供する。</p>	<p>ア 農薬検査所のホームページに掲載している農薬の登録及び失効に関する情報以外に、使用方法等、新たにホームページに追加掲載する情報について検討を行う。</p>	<p>□ホームページに追加掲載する情報の検討 A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりに実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 内閣府食品安全委員会における安全性評価が終了した農薬については、登録に合わせて、評価の基となった試験成績の概要について、平成16年7月5日より、ホームページ上の掲載を開始した。</p> <p>更に、平成16年11月24日に改正された「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局通知)の改正部分を英訳しホームページに掲載した。</p>	<p>A</p>
	<p>イ 消費者、生産者等からの問い合わせに適切に対応する。</p>	<p>イ アに対応するため、農薬検査所が保有する農薬に関するデータベースの追加及び情報提供に対応したシステムの構築について検討を行う。</p>	<p>□データベースの追加及びシステム構築の検討 A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりに実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 データベースの再構築を行い、使用方法や適用作物等の情報の検索について、消費者や生産者等、利用者別の問い合わせに対応できる情報検索システムの仕様を検討・構築し、平成16年10月1日より稼働した。</p>	<p>A</p>
<p>(4) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図</p>	<p>(4) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図</p>	<p>(4) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図</p>	<p>◇情報収集等 指標＝細項目の評価点数の合計</p>		

<p>るとともに、農薬の検査を適切に行うため、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) や OECD 加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p> <p>ア コーデックス食品規格委員会、OECD 加盟国で作成されているモノグラフ等を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。</p> <p>イ 国内外の各種会議への参加を通じて最新の情報を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。</p>	<p>るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) や OECD 加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p> <p>ア コーデックス食品規格委員会、OECD 加盟国で作成されているモノグラフ等を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。</p> <p>イ 国内外の各種会議への参加を通じて最新の情報を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。</p>	<p>るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) や OECD 加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p>	<p>(各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。)</p> <p>A : 2点、B : 1点、C : 0点</p> <p>A : 満点×9 / 10 ≤ 合計点 B : 満点×5 / 10 ≤ 合計点 < 満点×9 / 10 C : 合計点 < 満点×5 / 10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※) <u>ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u> <u>また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p>	<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>細項目の総数 : 2 評価Aの細項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの細項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 4点 (4点満点 × 9 / 10 ≤ 合計4点)</p> </div>
<p>(5) 研修・指導等</p> <p>都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として派遣する。</p>	<p>(5) 研修・指導等</p> <p>都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として派遣する。</p>	<p>(5) 研修・指導等</p> <p>地方農政事務所、都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として</p>	<p>◇研修・指導等</p> <p>指標＝都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等に、職員を講師として派遣したか。</p> <p>A : 要請に応じて講師を派遣した B : 概ね要請に応じて講師を派遣したが、一部応じられなかった C : ほとんど要請に応じられなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>講師派遣 : 22件 (全講師派遣依頼に対応)</p> <p>(東京都ほか4府県、(社)日本植物防疫協会ほか2団体、横浜植物防疫所、内閣府食品安全委員会、農林水産省消費・安全局等からの要請)</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>□コーデックス食品規格委員会及びOECD加盟国で作成されているモノグラフ等の検査への活用</p> <p>A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりに実施できなかった</p>	<p>□国内外の各種会議への参加を通じて最新の情報の検査への活用</p> <p>A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりに実施できなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>各種会議等への参加、またインターネット等を通じた情報収集→分野毎に分類、整理し検査等に活用。</p> <p>(1) 毒性 : 17種、(2) 環境 : 19種、(3) 品質 : 7種、(4) 効果及び被害 : 28種、(5) 残留農薬 : 6種、(6) GLP : 17種、(7) 調査研究等 : 17種の計111種類</p> <p style="text-align: right;">A</p>	<p style="text-align: right;">A</p>	

		派遣する。	<p>〔 各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。〕</p> <p>（※）ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>検査所内講義：12件（全研修依頼に対応） （韓国、中国、各種農業者団体等から農薬登録検査に関する研修依頼）</p>	
<p>（6）国際調和への対応 中期目標の期間中において、</p> <p>ア 新たなOECDのテストガイドライン等の策定</p> <p>イ 外国・地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国際会議等に職員を派遣する。</p>	<p>（6）国際調和への対応 新たなOECDのテストガイドライン等の策定並びに外国・地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国との連携・協力の下、以下の取組を行う。</p> <p>ア OECD環境政策委員会農薬作業部会等の作業に参加し、農薬登録制度に係る国際的調和を推進する。</p> <p>イ コーデックス残留農薬部会 (Codex Committee on Pesticide Residues)の作業に参加し、国際的農薬残留に係る基準の設定に貢献する。</p> <p>ウ 日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行に貢献する。</p>	<p>（6）国際調和への対応 平成16年度にはOECD農薬作業部会及びGLP作業部会等の開催が予定されているので、国との連携・協力の下、これらの会議に職員を出席させ、農薬の検査に関する国際調和を図る。</p>	<p>◇国際調和への対応 指標＝国からの要請を受けて、以下の事項について対応したか</p> <p>①OECD環境政策委員会農薬作業部会等の作業への参加 ②コーデックス残留農薬部会の作業への参加 ③日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行への貢献</p> <p>A：すべての要請に対応した B：概ね要請に対応したが、一部対応できなかった C：ほとんど要請に対応できなかった</p> <p>〔 国からの要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。〕</p> <p>（※）ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>①OECD農薬作業部会等4件及びOECD-GLP作業部会2件、計6件の国際会議に職員を派遣した。</p> <p>②コーデックス残留農薬部会会合1件に職員を派遣した。</p> <p>③日・EU相互承認協定（GLP分野）に基づき、当所が査察した農薬GLP試験施設のリストを国に報告した。</p>	A
<p>（7）海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に関する専門技術的な面での</p>	<p>（7）海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に関する専門技術的な面での</p>	<p>（7）海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、海外からの研修生の受け入れ等農薬に関する専門技術</p>	<p>◇海外技術支援 指標＝発展途上国からの要請を受けて、以下の事項について対応したか</p> <p>①JICAのプロジェクトへの職員の派遣 ②海外からの研修生の受け入れ</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>①平成15年度においては、該当なし ②ウルグアイ国より5名の研修生を受け入れ、農薬に係る諸制度、登録、検査の仕組みについて研修を実施した。</p>	A

<p>支援を行う。</p>	<p>支援を行う。 ア フィリピン農業残留プロジェクト等、JICAのプロジェクトに職員を派遣し、途上国の農業検査技術の向上を支援する。</p> <p>イ 海外からの研修生を積極的に受け入れ、途上国の農業検査技術の向上を支援する。</p>	<p>的な面で支援を行う。</p>	<p>A：すべての要請に対応した B：概ね要請に対応したが、一部対応できなかった C：ほとんど要請に対応できなかった</p> <p>〔 発展途上国からの要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない 〕</p> <p>（※）ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>その他下記2件の海外支援を行った。 ・フィリピン共和国との電話会議において政府機関への技術的助言を行った。</p> <p>・中華人民共和国主催の国際フォーラムに出席し、日本の残留基準を決定するシステムや残留農業を中心とした規制の状況について情報提供を行った。</p>	
<p>（8）アンケート調査の実施 検査所が行う農業の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農業の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。</p>	<p>（8）アンケート調査の実施 検査所が行う農業の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農業の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対し定期的なアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。</p>	<p>（8）アンケート調査の実施 中期目標期間中には、検査所が行う業務について、その業務の質を向上するために申請者に対してアンケート調査を行うこととしているが、平成16年度にも引き続き当該アンケート調査を実施する。</p>	<p>◇申請者及び国内管理人に対するアンケート調査による登録検査業務の質の向上 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりに実施できなかった</p> <p>〔 各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。 〕</p> <p>（※）ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>【事業報告書の記述】 行政サービスの改善に係るアンケート調査の実施について申請者団体に説明を行った上で、申請者及び国内管理人（総計190者）に対し、郵送によるアンケート調査を行った。</p> <p>アンケートの総回収数は88件で回収率は45%であった。複数あった要望（指摘）については、改善措置を検討し、必要な内容について対応した。また、アンケート結果及び改善措置について、申請者団体に説明を行い、申請者及び国内管理人あて送付した。</p>	<p>A</p>
<p>（9）情報の保全・管理 個々の農業の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止等を図るなど、これらの情報を適正に保全・管理する。</p>	<p>（9）情報の保全・管理 個々の農業の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等を適正に保全・管理するため、以下の取組を行う。</p>	<p>（9）情報の保全・管理 個々の農業の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、十分な保全・管理を行い、第三者による不正侵入防止措置を講じてきたところであるが、平成16年度もこの措置を講じるとともに、試験成績の毀損及び劣化の防止等のため、前年と同程度の件数の試験成績につ</p>	<p>◇情報の保全・管理 指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>〔 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 〕 A：2点、B：1点、C：0点</p> <p>A：満点×9／10 ≤ 合計点 B：満点×5／10 ≤ 合計点 < 満点×9／10 C：合計点 < 満点×5／10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>（※）ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、</p>	<p>A</p> <p>細項目の総数：2 評価Aの細項目数：2×2点＝4点 評価Bの細項目数：0×1点＝0点 評価Cの細項目数：0×0点＝0点</p>	

	<p>ア 当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止措置を講じるため、データ等の一括管理体制を確立する。</p>	<p>いて磁気媒体（光ディスク）に転写し、保管する。</p>	<p><u>必要に応じS評価とすることができる。</u> また、<u>C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p>	<p>合計 4点 (4点満点×9/10≦合計4点)</p>
	<p>イ データの毀損を防止するため、磁気媒体への転写を推進する。</p>		<p>□データ等の一括管理体制の確立 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりに実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 本年度においても、個々の農薬の毒性試験等のデータ等には不正侵入防止措置を講じてきたところである。</p> <p>A</p>
		<p>(10) 国の施策に対する技術的協力</p> <p>国が行う農薬の安全性に係る基準の設定等について、技術的な観点から協力を行う。</p>	<p>□データの磁気媒体への転写の推進 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりに実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>ア 農薬取締法改正に係る技術的支援 国からの要請に応じ、農薬取締法改正に伴う国の事務について技術的な支援を行った。</p> <p>①農薬使用基準の特別措置に係る試験計画書の審査(420件) ②農薬使用基準の特別措置に係る試験成績の審査(335件) ③農薬残留特殊調査に係る試験成績の審査(19件)</p> <hr/> <p>イ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)の導入に係る技術的支援 国からの要請に応じ、MSDS対象化学物質(Material Safety Data Sheet: 化学物質排出把握管理促進法に基づく化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供が義務づけられている物質)の中から、登録農薬の</p> <p>A</p>

			<p>有効成分に該当するものを調査する技術的支援を実施した。1, 122化合物について調査し、登録農薬の有効成分に該当する182化合物を国へ報告した。</p> <p>-----</p> <p>ウ 残留農薬基準のポジティブリスト制導入に係る技術的支援</p> <p>国からの要請に応じ、既登録農薬の登録の維持等に必要な内容となっているか等の調査に関する技術的支援を実施した。</p> <p>下記の内容（631件）について調査し、国へ報告した。</p> <p>①第2次案への意見の反映状況の確認 ②既登録作物・経過措置承認作物の登録の維持等に必要な基準の採用の確認 ③必要に応じ作物残留性試験成績に基づく残留量と基準の適合性の確認 ④登録取得者との連絡・調整 ⑤報告書の作成（必要に応じ作物残留性試験成績の整理・添付）</p> <p>-----</p> <p>エ 水産動植物の毒性に係る登録保留基準の改正に伴う技術的支援</p> <p>国からの要請に応じ、当該保留基準改正に伴って新たに必要となる水産動植物への影響に関する試験（6種類）及び環境中予測濃度算定に関する試験（5種類）を実施するに当たっての指針等の原案を作成し、国へ報告した。</p>	
<p>3 農薬取締法等の規定による集取、立入検査等</p> <p>(1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2の規定による農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）の集取及び立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に</p>	<p>3 農薬取締法等の規定による集取、立入検査等</p> <p>(1) 法第13条の2の規定による農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農</p>	<p>3 農薬取締法等の規定による集取及び立入検査等</p> <p>(1) 法第13条の2に規定する農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農林水</p>	<p>○農薬取締法の規定による集取及び立入検査 指標＝小項目の評価点数の合計</p> <p>〔各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A又はS：2点、B：1点、C又はD：0点</p> <p>A：満点×9／10 ≤ 合計点 B：満点×5／10 ≤ 合計点 < 満点×9／10 C：合計点 < 満点×5／10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数^{*注}×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p>	

基づき適切に実施する。

また、農薬等の集取又は立入検査を実施した場合には、その結果を立入検査等実施後、原則として1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。

林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。

産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。

(※) ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。

また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

*注：国等の要請に応じて行うもの及び国からの指示に基づいて行う業務については、要請等がなかった場合、評価対象から除外する。

小項目の総数 : 2
 評価Aの小項目数 : 2 × 2点 = 4点
 評価Bの小項目数 : 0 × 1点 = 0点
 評価Cの小項目数 : 0 × 0点 = 0点
 合計 4点
 (4点満点 × 9 / 10 ≦ 合計4点)

A

◇集取又は立入検査実施後、検査結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行った件数の割合

A : 90%以上
 B : 50%以上90%未満
 C : 50%未満

集取農薬の検査に時間を要する場合には、集取農薬の検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告することになっている旨に留意する。

(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。

また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

【事業報告書の記述】

農薬の適正な製造、販売及び使用を確保するため、製造者、販売者等に対する立入検査を実施した。また、無登録農薬の製造、販売の事実確認のため国及び都道府県と連携して緊急に製造者等に対する立入検査、農薬の集取及び集取農薬の分析を行った。

①販売者、製造者等に対する立入検査等
 立入検査 : 22県下、80製造場
 立入検査処理期間 : 最長19日
 (集取農薬検査除く)
 (100%目標達成)
 目標検査期間 : 1ヶ月
 (100%目標達成)

②集取農薬等の検査結果
 集取農薬の検査 : 376点 (容器または包装及びその表示事項等については報告済み)

③無登録農薬の分析等
 (農林水産省からの要請・国の農薬取締法に基づく監督処分等に資するため)
 無登録農薬の分析 : 1種類、1検体 (有効成分及び含有量について検査)

A

◇立入検査業務の迅速化のための措置
 指標 = 細項目の評価点数の合計

(各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。)
 A : 2点、B : 1点、C : 0点

			<p>A : 満点 × 9 / 10 ≤ 合計点 B : 満点 × 5 / 10 ≤ 合計点 < 満点 × 9 / 10 C : 合計点 < 満点 × 5 / 10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数*※ × 2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>*注：当該項目において、当該業務が発生しない場合、評価対象から除外する。</p>	<p>細項目の総数 : 2 評価Aの細項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの細項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 4点 (4点満点 × 9 / 10 ≤ 合計4点)</p>	A
	ア 立入検査 立入検査マニュアルを作成し、立入検査業務の適正化・迅速化を図る。	ア 立入検査 立入検査業務の適正化・迅速化を図るため作成した立入検査マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。	<p><input type="checkbox"/>立入検査マニュアルの見直し A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりには実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	【事業報告書の記述】 立入検査マニュアルを査察時に活用しており、その内容について検証中である。	A
	イ 農薬等の集取 集取マニュアルを作成し、集取した農薬等の検査の迅速化を図る。	イ 農薬等の集取 集取した農薬の検査の迅速化を図るため作成した集取マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。	<p><input type="checkbox"/>農薬の集取マニュアルの見直し A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりには実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	【事業報告書の記述】 立入検査マニュアルを査察時に活用しており、その内容について検証中である。	A
(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15	(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第	(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第	<p>◇立ち入り、質問、検査及び収去の実施 A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりには実施できなかった</p>	今年度国からの指示がなく、実績なし。	—

<p>年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立ち入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。</p>	<p>97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立ち入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。</p>	<p>97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立ち入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。</p>	<p>(各年度の年度計画において規定されている具体的)目標に基づき、達成割合を評価する。</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>◎予算、収支計画及び資金計画 指標＝中項目の評価点数の合計</p> <p>(各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A又はS：2点、B：1点、C又はD：0点</p> <p>A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数*2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>○経費(事業費及び一般管理費)節減に係る取り組み (支出の削減についての具体的方針及び実績等) A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分であった C：取り組みは不十分であった</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>※本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分に</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>中項目の総数 : 2 評価Aの細項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの細項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 4点 (4点満点 × 9/10 ≤ 合計4点)</p> </div> <p style="text-align: right;">A</p>

		<p>慮するものとする。</p> <p>○法人運営における資金の配分状況 (人件費、事業経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等) A：効果的な資金配分は十分であった B：効果的な資金配分はやや不十分であった C：効果的な資金配分は不十分であった</p> <p>(※) <u>ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u> <u>また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p>	<p>(資金の配分) 各部門からヒアリングを実施し、機器の共同利用を推進、事業の進捗状況に応じて配分することにより、資金を柔軟かつ効果的に配分した。</p> <p>(当期損益と欠損状況について) 経常損益については、37千円の経常利益の発生、臨時損益については施設整備補助金収入により84,577千円の臨時利益が発生し、84,614千円の当期純利益となった。</p> <p>(目的積立金の状況) 今年度は、剰余金の使途に沿った費用は発生しておらず、目的積立金の取崩しはなかった。</p> <p>(計画と実績の対比) 予算、収支計画及び資金計画について、予算額と決算額の比較表により計画の実施状況及び計画と実績の差異について把握した。</p> <p>財務諸表の貸借対照表及び損益計算書について、前期と当期の比較表により主たる増減の要因を明らかにして、経年比較を行った。</p>	A
<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1億円 (想定される理由)</p> <p>運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1億円 (想定される理由)</p> <p>運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>◎短期借入金の有無、借入に至った理由等 (法人の短期借入金について、借入の有無、借入に至った場合の理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み) A：借入は行われなかった、又は借入に至った理由等は適切であった B：借入に至った理由等はやや不適切であった C：借入に至った理由等は不適切であった</p> <p>(※) <u>ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u> <u>また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>今年度は該当はなかった。</p>	—

		当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。		
第5 剰余金の使途 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。	第5 剰余金の使途 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。	<p>◎剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果) A：得られた成果は十分であった B：得られた成果はやや不十分であった C：得られた成果は不十分であった</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、<u>要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u> また、C評価とした場合には、<u>要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。 中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。</p>	第5 剰余金の使途 今年度は該当はなかった。	—
第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	<p>◎その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 指標＝中項目の評価点数の合計</p> <p>(各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A又はS：2点、B：1点、C又はD：0点</p> <p>A：満点×9／10 ≤ 合計点 B：満点×5／10 ≤ 合計点 < 満点×9／10 C：合計点 < 満点×5／10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、<u>下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u> また、C評価とした場合には、<u>下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p>		B

中項目の総数：2
評価Aの細項目数：1×2点＝2点
評価Bの細項目数：1×1点＝1点
評価Cの細項目数：0×0点＝0点
合計 3点
(4点満点×5／10 ≤ 合計3点 ≤ 4点満点×9／10)

<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>○施設及び設備に関する計画 (中期計画に定められている施設及び設備についての当該事業年度における改修、整備前後の業務運営の改善の成果) A：改善の成果は十分であった B：改善の成果はやや不十分であった C：改善の成果は不十分であった</p> <p>(※) <u>ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u> <u>また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p>	<p>【事業報告書の記述】 第2検査棟を改修するため、工事の契約を完了した。なお、契約に基づき、速やかに工事を着工する予定。</p>	<p>A</p>
<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>○職員の人事に関する計画 指標＝小項目の評価点数の合計</p> <p>(各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A又はS：2点、B：1点、C又はD：0点</p> <p>A：満点×9／10 ≤ 合計点 B：満点×5／10 ≤ 合計点 < 満点×9／10 C：合計点 < 満点×5／10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※) <u>ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u> <u>また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p>	<p>小項目の総数：3 評価Aの小項目数：2×2点＝4点 評価Bの小項目数：1×1点＝1点 評価Cの小項目数：0×0点＝0点 合計 5点 (6点満点×5／10 ≤ 合計5点 ≤ 6点満点×9／10)</p>	<p>B</p>
<p>(1) 方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農業の試験項目の増大、GLP適合確認、調査研究の</p>	<p>(1) 方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農業の試験項目の増大、GLP適合確認、調査研究の</p>	<p>◇職員の人事に関する方針 指標＝人員の適正配置、必要な人員の確保</p> <p>A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された</p>	<p>【事業報告書の記述】 農業検査の適正な実施のため、必要な職員の確保に努めた。</p>	<p>A</p>

<p>拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。</p> <p>イ 生態影響、環境基準等に係る農薬登録検査及び農薬に関する情報の提供等への対応を強化するため、必要な人員を確保する。</p>	<p>拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。</p> <p>イ 生態影響及び環境基準を十分考慮した農薬登録検査、流通農薬検査及び農薬に関する情報の提供等への対応を強化するため、必要な人員を確保する。</p>	<p>C：計画どおりに実施できなかった</p> <p>(※) <u>ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u></p> <p><u>また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p>		
<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の109%程度((1)のイに係る増員分を除外した場合には、98%)とする。</p> <p>(参考) 期初常勤職員 66人 期末常勤職員の見込み 72人 (うち(1)のイによる平成15年度の増員は、7人) 人件費総額見込み 2,613百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を年度当初の100%とする。</p> <p>(参考) 年度当初常勤職員 72人 年度末常勤職員の見込み 72人 人件費総額見込み 570百万円</p>	<p>◇人員に関する指標 指標＝年度末の常勤職員数</p> <p>A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりに実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p> <p>(※) <u>ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u></p> <p><u>また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p>	<p>【事業報告書の記述】 平成16年度末人員は71人であった。</p>	B
<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p>	<p>◇その他人材の確保、人材の養成 指標＝職員の任用、研修への職員の参加、国の機関等との人事交流の実施状況</p> <p>A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりに実施できなかった</p> <p>(※) <u>ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</u> <u>また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</u></p>	<p>【事業報告書の記述】 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、新たに4名採用した。 8コースの研修(平成16年度採用者研修、行政研修等)に職員を延べ14人参加させた。</p>	A

評価に当たっての考え方	評価結果及びその要因等														
<p>上記各項目ごとの評価を踏まえつつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該評価を行うに至った経緯や特殊事情 ・中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業務 その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。 <p>なお、必要がある場合には、業務の適正化を図るために講ずべき措置等も併せて記載するものとする。</p> <p>A：計画どおり業務を実施した B：おおむね計画どおり業務を実施した C：計画どおり業務を実施できなかった</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>【各項目毎の評価】</p> <table border="1" data-bbox="920 352 1597 624"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務運営の効率化</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>サービスの向上</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>予算</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>剰余金</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の業務運営</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特殊要因】</p> <p>平成16年6月21日の農薬取締法施行規則、農薬使用基準省令改正による有効成分ごとの総使用回数の明確化を受け、申請中の全ての農薬について総使用回数の表示の明確化を図るとともに、既登録の農薬との総使用回数の整合性の確認を行った。</p> <p>その他、下記の中期目標等には定められていない一連の緊急かつ膨大な業務に的確に対応した。</p> <p>(1) 農薬取締法改正に係る技術的支援として国からの要請に応じ、農薬取締法改正に伴う国の事務について以下の技術的な支援を行った。(①農薬使用基準の特別措置に係る試験計画書の審査(420件)、②農薬使用基準の特別措置に係る試験成績の審査(335件)、③農薬残留特殊調査に係る試験成績の審査(19件))</p> <p>(2) 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)の導入に係る技術的支援として、国からの要請に応じ、MSDS対象化学物質(Material Safety Data Sheet：化学物質排出把握管理促進法に基づく化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供が義務づけられている物質)の中から、登録農薬の有効成分に該当するものを調査する技術的支援を実施した。 <u>1, 122化合物について調査し、登録農薬の有効成分に該当する182化合物を国へ報告した。</u></p> <p>(3) 残留農薬基準のポジティブリスト制導入に係る技術的支援として、国からの要請に応じ、既登録農薬の登録の維持等に必要となっているか等の調査に関する以下の技術的支援</p>	大項目	評価	業務運営の効率化	A	サービスの向上	A	予算	A	短期借入金	—	剰余金	—	その他の業務運営	B
大項目	評価														
業務運営の効率化	A														
サービスの向上	A														
予算	A														
短期借入金	—														
剰余金	—														
その他の業務運営	B														

(631件)を実施した。(①第2次案への意見の反映状況の確認、②既登録作物・経過措置承認作物の登録の維持等に必要な基準の採用の確認、③必要に応じ作物残留性試験成績に基づく残留量と基準の適合性の確認、④登録取得者との連絡・調整、⑤報告書の作成(必要に応じ作物残留性試験成績の整理・添付))

(4) 水産動植物の毒性に係る登録保留基準の改正に伴う技術的支援として、国からの要請に応じ、当該保留基準改正に伴って新たに必要となる水産動植物への影響に関する試験(6種類)及び環境中予測濃度算定に関する試験(5種類)を実施するに当たっての指針等の原案を作成し、国へ報告した。

【評価結果】

法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、一部の項目にB評価があったものの、総じて高い評価であること、マイナー作物対策など緊急性、社会的要請が高い業務に十分対応したことを勘案し、独立行政法人農薬検査所の平成16年度業務実績等に関する総合評価としてはAと評価する。